

海洋立国推進功労者表彰について（概要）

1 趣旨

海洋政策を強力に推進し新たな海洋立国日本の実現を図るためには、海洋に関する国民の理解の増進を図ることが不可欠であり、海洋基本法においても、国がそのための普及啓発活動等に取り組むべきことが規定されている。

このため、平成20年より「海洋立国推進功労者表彰」を設け、科学技術、水産、海事、環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績をたたえ広く世に知らしめることにより、国民が海洋に対する理解を深めていただく契機とする。

なお、本表彰は海洋基本法に基づく海洋基本計画にも位置づけられている。

2 表彰者

内閣総理大臣とする。

3 対象分野

科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野での功績を対象とする（別紙参照）。

4 実施省庁

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省が、内閣官房総合海洋政策本部事務局の協力を得ながら実施する。

5 表彰者数

全体で8名以内とする（別紙の「1. 「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野」については全体で4名以内、「2. 「海洋に関する顕著な功績」分野」については部門ごとに1名以内とする）。

6 選考の方法

- (1) 候補者については、原則として、関係省庁、関係団体、地方公共団体の推薦によるものとする。
- (2) 有識者からなる中立的な選考委員会を設置し、受賞者の選考を行う。

7 表彰の実施日等

毎年、7月20日前後の「海の日」中央行事の際に表彰を行う。

また、受賞者に対しては、中央及び地方における「海の日」の関連行事等に参画していただき、海洋に関する国民一般に対する普及啓発に協力していただく。

表彰の対象分野

1. 「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

(全体で4名以内)

(1) 「普及啓発・公益増進」部門

- ・海洋に関する普及啓発・公益増進の著しい功績

(2) 「科学技術・学術・研究・開発・技能」部門

- ・海洋に関する優れて画期的な科学技術・学術・研究・開発・技能の成果

(3) 「産業振興」部門

- ・海洋に関する産業分野での優れて画期的な経営革新等

(4) 「地域振興」部門

- ・海洋に関する分野での優れて画期的な地域振興施策

2. 「海洋に関する顕著な功績」分野

・・・既存の各省大臣表彰を経たもの

(各部門に1名以内、計4名)

(1) 「海洋に関する科学技術振興」部門

- ・海洋に関する科学技術分野での研究開発

(2) 「水産振興」部門

- ・水産業の振興、水産分野の研究・技術開発

(3) 「海事」部門

- ・海運、造船、船員、港湾、海上保安等海事関係事業の振興

(4) 「自然環境保全」部門

- ・海洋に関する自然環境の保全

(全体で8名以内)